

第 9 章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

(特別配慮地域、配慮地域)

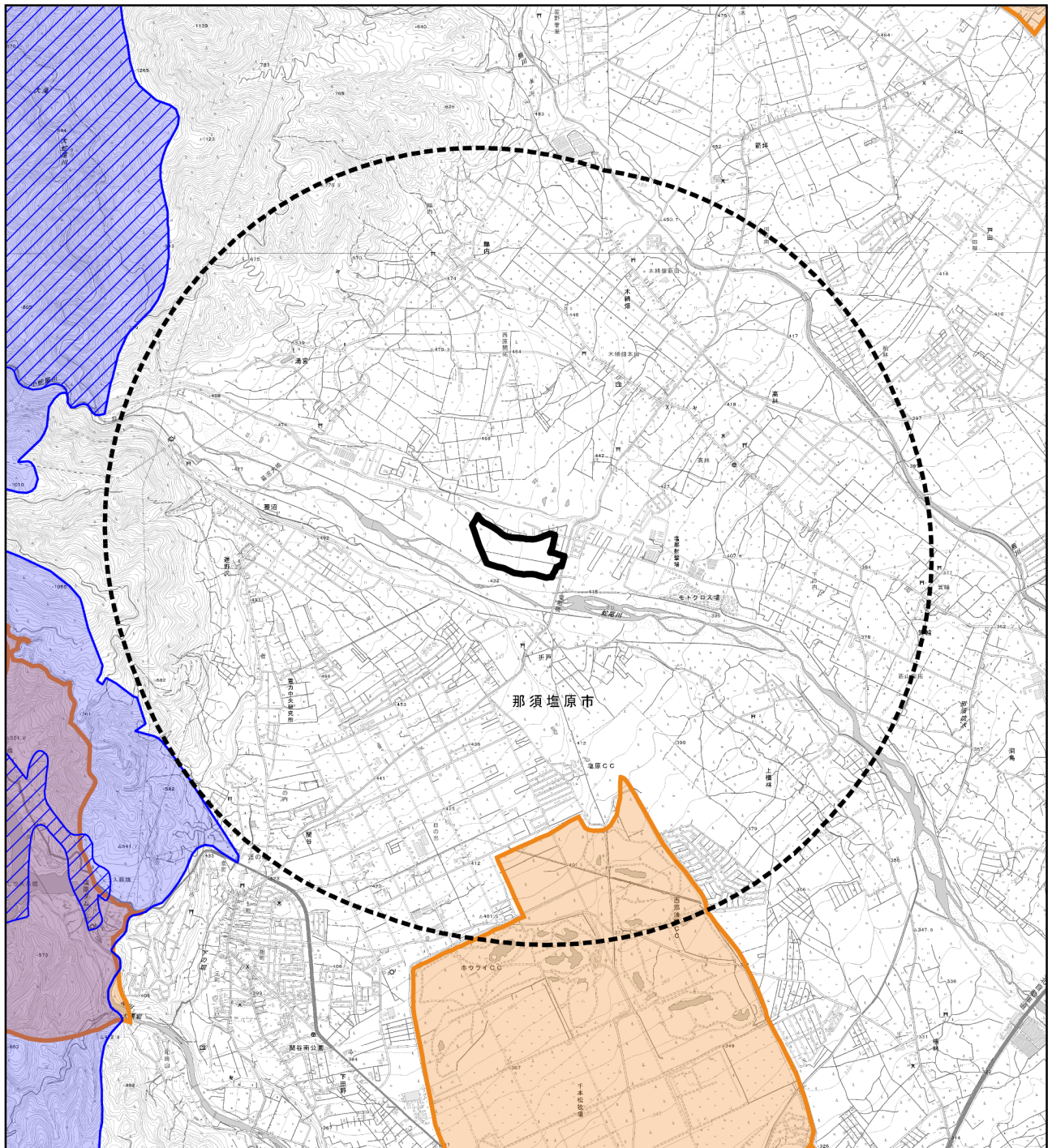
第9章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（特別配慮地域、配慮地域）

対象事業実施区域及びその周辺の「栃木県環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 19 日、栃木県条例第 2 号）に基づく「特別配慮地域」、「配慮地域」の分布状況は表 9-1、図 9-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、自然公園、鳥獣保護区域等に指定されておらず、「特別配慮地域」、「配慮地域」に該当しないが、概況調査地域内に一部、鳥獣保護区が位置しており、「配慮地域」に該当する。

表 9-1 対象事業実施区域及びその周辺の概況（特別配慮地域、配慮地域の分布状況）

		対象事業実施区域	周辺 (概況調査地域)
特別配慮地域	国立公園（特別地域）	×	×
	県立自然公園（特別地域）	×	×
	自然環境保全地域（特別地域）	×	×
	県自然環境保全地域（特別地域）	×	×
	鳥獣保護区（特別保護地区）	×	×
	生息地等保護区（管理地区）	×	×
	特別緑地保全地区	×	×
	風致地区	×	×
配慮地域	国立公園	×	×
	県立自然公園	×	×
	自然環境保全地域	×	×
	県自然環境保全地域	×	×
	鳥獣保護区	×	○
	生息地等保護区	×	×
	県緑地環境保全地域	×	×
	狩獣鳥獣（ニホンジカ、イノシシを除く）の捕獲等を禁止または制限した区域	×	×



凡例

- 対象事業実施区域
- 概況調査地域
- 自然公園地域（国立）
- 自然公園特別地域（国立）
- 鳥獣保護区



1:50,000



図 9-1 対象事業実施区域及びその周辺の概況（特別配慮地域、配慮地域）

資料：「国土数値情報「ウロート」サービス(令和5年9月、国土交通省)」
「栃木県鳥獣保護区等位置図(令和3(2021)年度、栃木県)」